

令和5年度 赤い羽根 新型コロナウイルス対策活動助成募集要項（第11次）

～ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン～

1 助成の目的

新型コロナウイルス感染症による直接・間接の影響が長期化する中、さまざまな生活課題が顕在化してきています。

沖縄県共同募金会では、県内において経済的な困窮や孤立など生活に困難を抱える人々に対する多様な支援活動を応援するため、事業費の助成を行います。

2 助成対象となる団体

(1) 助成の対象となる団体は、日常生活に困難を抱える人々の福祉課題に対する支援活動を実施している非営利組織で、主に次に掲げる団体とします。(個人、営利企業は対象外です)

- ① ボランティアグループ等任意団体（未法人）
- ② 社会福祉法人
- ③ NPO 法人
- ④ その他、非営利団体・組織

(2) 助成対象となる団体の資格は、下記の要件をすべて満たす団体とします。

- ① 1年以上の活動実績があり、助成対象事業の実施体制が整っていること
- ② 応募団体名義の金融機関口座を有していること
- ③ 反社会的勢力および反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと

※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

3 助成対象活動期間

令和5年7月～令和5年11月

※助成決定前であっても、この期間の事業の経費が助成の対象となりますが、申請が不採択となる場合があることをご確認ください。

※活動期間の延長が必要な特別の事情がある場合、延長前にご相談ください。

4 助成対象プログラム

- ① 子ども食堂やコミュニティ食堂における無料・低額の食事提供の取組
- ② 困窮世帯等へ食品・食材・日用品・学用品などを無償で提供する取組
- ③ DV・虐待・女性・子ども・若者・在住外国人への相談支援活動
- ④ ヤングケアラー・障害児（者）きょうだい児への相談支援活動
- ⑤ 子ども・高齢者等の居場所活動や学習支援活動
- ⑥ その他会長が認めるもの

5 助成額の上限、対象経費等について

- ① 助成額は、1事業30万円以内です。自己負担金は不要ですが、内定額以上の支出があった場合のみ内定額を助成できます。期間内の支出済額が内定額に満たない場合は、支出済額を助成します。
- ② 助成対象となる経費は、「4助成対象プログラム」に直接必要な経費とします。

【助成対象外となる経費】

- ・団体スタッフの人件費・報酬、団体事務所の家賃・水道光熱費

※ただし、臨時的スタッフ・講師等への報酬、食材等の保管倉庫や活動場所等の借り上げ料は対象となる場合がありますので、助成申請書の提出の前にご相談ください。また、「家賃」「光熱水費」は、組織全体で要する額から対象プログラムに必要な分を按分計算して申請する場合は、助成対象経費とします。

- ・団体の会員や経営する福祉施設・事業所の利用者などに限定した事業
- ・団体及び団体役員が所有する場所や物品の賃借料
- ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・助成対象期間（令和5年7月～令和5年11月）外の活動に関する経費

- ③ 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めておりません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。（自己資金で支出する費目については特に制限はありません）

申請書「(様式2) 6 収支予算計画」に記載されていない支出が必要となった場合は、事前に本会へ相談をお願いします。

- ④ 公的補助金又は民間助成金等を受けて実施する事業費については、原則として対象外としますが、補助金・助成金等で賄うことのできない経費のうち、本会会長が必要と認める経費については、一部助成することができるものとします。

※④に該当する事業申請を行う際は、提出前に事前調整をお願いします。

※本会の他の助成金を受けている事業であっても、事業実施期間及び対象経費（領収書）が分けできる場合は申請できます。

- (例)「りゅうちゃん 子どもの希望募金」助成金を令和5年9月末までに全額執行見込みだが、事業継続のため、10月以降の経費としての申請は可

6 助成応募期間・申請方法・提出書類

(1) 応募期間

令和5年7月5日（水）～令和5年7月28日（金）

(2) 応募方法

- ① 沖縄県共同募金会ホームページから様式データファイルをダウンロードいただき、所定の助成金申請書等提出書類に必要事項を記入の上、沖縄県共同募金会まで郵送又は電子メールでご提出ください。

- ② 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保存してください。

(3) 提出書類

- ① 申請かがみ【様式1】
② 助成申請書【様式2】

7 助成金の交付、精算、活動報告

- (1) 助成金の交付は事業実施後の精算払いとします。助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出してください。事業報告書を確認の上、内定額を交付します。

※ 事業実施にあたって、内定額の立替払いが困難であり、かつこれまでに本会の助成を受けたことのある団体については、内定額の80%を上限に概算払を行うことができますので、ご相談ください。

【活動報告提出書類】

- ① 報告かがみ【様式3】
② 助成事業報告書【様式4】
③ 収支決算書【様式4-2】
④ 支出費用の領収書(写し) ※原本証明(別紙1)を添付
⑤ 活動状況のわかる写真 2~4枚
⑥ 助成金請求書(別紙2)
⑦ 寄付者へのメッセージと写真の広報(HP,情報誌)掲載承諾書(別紙3)
- (2) 助成金の支出期間は令和5年11月30日(木)までです。支出額が内定額に足りない場合、支出済額が助成額となります。
- (3) 令和5年12月27日(水)を事業報告書の提出期限とします。

申請期限	令和5年7月28日(金)
内定通知	令和5年8月8日(水)
活動報告提出期限	令和5年12月27日(水) ※助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出していただければ早めに助成金を交付できます。
助成金交付	事業報告書提出から概ね14日以内

8 問い合わせ及び書類送付先

社会福祉法人沖縄県共同募金会 (〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1)

T E L 098-882-4353 F A X 098-882-4270

E-mail akaihane@okishakyo.or.jp